

平成23年度

公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

1	平成23年度公共事業再評価結果（県事業）	1
	今後の再評価においては、社会情勢の変化をより反映したものとされたい	3
	道路事業の対応方針について	5
	海岸事業の対応方針について	7
	街路事業の対応方針について	9
2	平成23年度公共事業事後評価結果（県事業）	11
	担い手育成基盤整備事業について	13
	海岸環境整備事業について	15
	海岸事業について	18
	港湾事業について	19
	街路事業について	20

1 平成23年度公共事業再評価結果（県事業）

本年度は、表-1のとおり県事業5事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、5事業すべてについて「継続」の答申とともに、審議のなかで多くの貴重なご意見をいただきました。その答申をもとに県の対応方針を表-1のとおり決定し、それに対する取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更なる的確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、これらの課題解決に取り組んでいきます。

平成23年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表-1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	道路事業	一般国道477号 四日市湯の山道路	四日市市	H9	③	継続※	継続
2	道路事業	一般国道260号 南島バイパス	南伊勢町	H4	③	継続※	継続
3	海岸事業	長島港海岸	紀北町	H2	③	継続※	継続
4	海岸事業	千代崎港海岸	鈴鹿市	H4	③	継続※	継続
5	街路事業	松阪公園大口線外1線	松阪市	H14	②	継続	継続

- 再評価理由：①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 ②事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 ③再評価実施後一定期間が経過している事業
 ④社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

1) 各部共通の取り組み(再評価)

今後の再評価においては、社会情勢の変化をより反映したものとされたい

[各部共通]

1 委員会総括意見

平成23年10月4日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後の再評価においては、社会情勢の変化をより反映したものとされたい」とのご意見をいただきました。

2 今後の対応方針

再評価における、事業効果については、これまでにマニュアルに規定されている便益だけでなく多面的な便益についても調査、把握したうえ説明してきました。

このような中、昨年3月に発生した東日本大震災、9月に県内を襲った紀伊半島大水害などにより、県民の防災への関心は高くなったことから、これらの社会情勢の変化に対応した評価の検討が必要となっております。

今後の再評価においては、このようなことを踏まえ防災をはじめ、多面的な効果を的確に把握し、社会情勢の変化を反映した評価に努めてまいります。

2) 県土整備部の取り組み（再評価）

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 道路事業 1番 一般国道477号 よっかいちゆ やまどうろ 四日市湯の山道路
2番 一般国道260号 なんとう 南島バイパス

2 委員会意見

平成23年10月4日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1番、2番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、あわせて、1番については「当該事業が周辺地域へ及ぼす影響、特に防災面の影響について適切な評価に努められたい」、2番については「災害時における活用について南伊勢町とともに対応されたい」とのご意見をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、幹線道路にアクセスする道路や緊急時・災害時に対応できる道路、地域の課題やニーズに的確に対応する道路について、計画的な整備に努めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

- ・今回の再評価対象事業は、交通渋滞や道幅が狭く線形も悪いなどの通行上の支障を解消し、安全で円滑な通行の確保をしようとするものであることから、早期に整備が必要です。

- ・道路の整備にあたり、防災など周辺地域への影響などを的確に把握する必要があります。
- ・道路は、交通機能のほか、市街地の形成、防災などの多面的な機能を有することから、有効に利用できるように、関係市町と連携する必要があります。

5-2 課題の解決方針

- ・今後の事業執行については、引き続き市町や地元関係機関との連携をはかり、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。
- ・道路の整備にあたっては、周辺地域への影響などの的確な把握に努めます。
- ・道路の持つ多面的な機能を有効に利用できるように、関係市町との連携に努めます。

海岸事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 海岸事業 3番 長島港海岸
- 4番 千代崎港海岸

2 委員会意見

平成23年9月16日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今年3月に発生した東日本大震災により、多くの県民が津波防災対策に対して関心を持つ中、当地区においても東海、東南海、南海地震発生が危惧されることから、関係部署および関係市町と連携し災害時の避難などソフト対策を含めた総合的な施策を進められたい。」とのご意見をいただきました。

3 海岸事業の背景

長島港海岸は、北牟婁郡紀北町北部の熊野灘沿岸に位置し、紀伊半島の東部海岸に発達する典型的なリアス式海岸により形成されている海岸で、背後には人家が密集し、JR紀勢本線や国道42号が通っています。

当海岸の既設護岸・堤防は、昭和28年の台風13号や昭和34年の伊勢湾台風による災害後築造されたものであり、老朽化の著しい構造物であるとともに、台風時などには、堤防を越流した海水が背後地の道路や家屋に降り注ぐといった被害が報告され、一刻も早い施設整備が望まれているところです。

本事業では護岸、堤防の補強改良を行うことにより、異常気象時の高潮・高波から海岸背後地の住民の生命・財産を守ることを目的に、高潮対策として実施しています。

千代崎港海岸は、鈴鹿市内伊勢湾西岸の北部に位置し、北東から南西方向に直線的に伸びる延長約3kmの海岸で、背後地には人口の集中地帯が広がっています。

昭和28年の台風13号により大きな被害を受け、昭和30年代に災害復旧高潮対策事業で築造された堤防です。かつては白砂青松の名勝として知られていましたが、河川

からの土砂供給の減少、千代崎港整備の拡充による沿岸漂砂の遮断により、海浜は年々侵食され、砂浜は以前の半分以下となっており、台風や低気圧の通過時には背後地への飛沫が生じています。

本事業では海岸侵食の進行を防止し海浜の安定を図るとともに、高波や高潮などによる浸水を未然に防ぎ、背後地の生命・財産を守ることを目的に、侵食対策として実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

評価委員会においても事業継続の了承をいただき、防災上必要な事業であることから、今後も効率的・効果的な投資に努め、コスト縮減を図るとともに、関係部署および沿岸市町の行うソフト対策とも連携し、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

海岸保全施設であらゆる津波を防ぐことは困難です。このため津波被害軽減のためには、沿岸市町の行う避難計画の策定などの避難対策と連携したソフト対策が重要となっています。

また、津波の来襲時には、海岸保全施設が機能していない場合、浸水区域が増加するので、地震や津波に対する機能確保が課題となっています。

5-2 課題の解決方針

海岸保全施設が機能すれば、被害を軽減させることが出来るため、既存施設の老朽化対策及び耐震対策を進めます。

これにより、「最大クラスの津波」が来襲時にも、粘り強く施設が機能することで、少しでも津波の到達を遅らせることや浸水区域を軽減することができます。

また、沿岸市町の行う避難対策と連携し、避難時間を確保するため陸間の動力化、堤防への津波注意啓発看板、避難階段設置等のソフト対策を進めます。

街路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

街路事業 5番 松阪公園大口線外1線

2 委員会意見

平成23年10月4日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

松阪公園大口線は、松阪市内中心市街地と国道42号及び23号を連絡する幹線道路であり、鉄道交差の立体化により踏切を解消し、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路の機能強化を図ることを目的として、事業を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

本事業は、鉄道部分をアンダーパスさせる計画であり、アンダーパス部は周辺道路面より低くなるため、降雨時の冠水対策が必要になります。

5-2 課題の解決方針

アンダーパス部の冠水対策については、ポンプ排水を計画しており、ポンプ故障時の対応として予備のポンプも設置予定です。

また、万一冠水した場合には、アンダーパス入口に冠水した旨を示す表示盤の設置及び、冠水情報が建設事務所に入るようにすることで道路利用者の安全確保に努めます。

2 平成23年度公共事業事後評価結果（県事業）

本年度は、表－2のとおり県事業7事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、7事業すべてについて「了承」の答申とともに、審議のなかで多くの貴重なご意見をいただきました。その答申をもとに県の対応方針を表－2のとおり決定し、それに対する具体的な取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更なる的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、公共事業が一層効率的効果的となるよう取り組んでいきます。

平成23年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表－2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	担い手育成 基盤整備事業	津中部地区	津市	H9	H17	了承※	各部の 取組の とおり
502	海岸環境整備事業	錦漁港海岸	大紀町	H8	H17	了承※	
503	海岸事業	小山浦地区海岸	紀北町	H11	H18	了承	
504	港湾事業	津松阪港(大口地区)	松阪市	H12	H18	了承	
505	街路事業	富田山城線	四日市市	H10	H18	了承※	
506	街路事業	駅前高塚線外1線	亀山市	H6	H18	了承※	
507	街路事業	東町野登線	亀山市	H6	H19	了承※	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

1) 農水商工部の取り組み（事後評価）

担い手育成基盤整備事業について

[農水商工部]

1 事後評価審査対象事業

担い手育成基盤整備事業 501番 津中部地区

2 委員会意見

平成23年12月20日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後の社会情勢の変化に対応し、事業効果が発現するよう、市および地元農家と連携し営農指導に努められたい。」とのご意見をいただきました。

3 担い手育成基盤整備事業の背景

担い手育成基盤整備事業は、農地の大区画化、農道や用水路・排水路などを整備することによって、農業生産性の向上を図るとともに、農業経営の合理化や農業の担い手の育成を図ることを目的としています。

津中部地区は、農地の区画が狭小で不整形であり、農道は狭く、水路は用水路と排水路が兼用の土水路であったことから、効率の悪い農業を営んでいました。このため、中勢バイパスの整備や岩田川の改修と相まって、大区画ほ場、農道、用排水路の整備に対する地域の要請があり、担い手への農地の利用集積や営農の省力化、効率化を図る目的で事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

- ・農家の高齢化の進行や、後継者不足が進んでいます。
- ・農家の減少などにより、農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっています。
- ・自然環境や景観に配慮した事業の実施が求められています。
- ・食料自給率の低さや、食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりなどの社会的背景

を踏まえ、事業を実施することが求められています。

4-2 課題の解決方針

- ・水資源の効率的な利用や水管理の省力化につながるパイプライン化を中心に整備することにより、担い手農家の育成と農地の集積を進め、安定的な農業経営ができるよう支援していきます。
- ・農業用施設の維持管理を、農家だけでなく、非農家も含めた活動とするため、農地や、農業用施設、農村環境の保全向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」を積極的に支援していきます。
- ・平成22年4月に、担い手育成基盤整備事業を対象とした「農業農村整備工事に係る希少生物等保全対策指針」を策定したところであり、自然環境と調和した整備のあり方について地域の合意形成に努め、環境や景観に、より一層配慮した事業の推進を図ります。
- ・事業効果の確実な発現に向け、JA、市町や県の営農普及担当と連携しながら、消費者ニーズに即応した安全で安心な農産物の供給、地域特産物の振興、農産物の付加価値の創出等に取り組んでいきます。

海岸環境整備事業について

[農水商工部]

1 事後評価審査対象事業

海岸環境整備事業 502番 錦漁港海岸

2 委員会意見

平成23年12月20日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「ソフト対策として防災対策を進め、特に津波・地震対して、よりわかりやすい避難標示看板の設置に努められたい。」とのご意見をいただきました。

3 海岸環境整備事業の背景

海岸環境整備事業は、国土保全及び生命、財産を守ることとあわせて、人工の砂浜や遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境を保全・創出することを目的としています。

錦漁港海岸は、狭い自然の砂浜のみで、海水浴の利用や、地域住民の憩いの場としての利用には不十分な状況でした。

このため、海岸の保全とあわせ、海浜を利用したレクリエーション活動の場を提供することで、地域住民の生活空間の向上、漁村と都市との交流を図り、地域の活性化を支援することを目的に、海岸環境整備事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

事業完了後のアンケートの結果により、海水浴場の利用者増によるゴミ対策や駐車場不足の問題に対する取組、及び今後も地域の活性化に繋がるよう、ハード・ソフト両面の改善と維持管理を、県と町が連携しての取り組むことが求められています。

また、海岸利用者の安全確保の点から、より一層の防災対策を進める必要があります。

4-2 課題の解決方針

来訪者に対するマナー向上啓発看板の設置、地域と連携した観光 PR 及び、年間を通して施設を利用してもらえるよう、地元で水揚げされた魚介類を利用したイベントの開催等を大紀町、地域住民、漁協等と連携して推進していきます。

さらに、近年発生が危惧されている東海・東南海・南海地震時の海水浴場利用客に対して、大紀町により整備された高台や避難階段に迅速な避難ができるよう、放送による案内、よりわかりやすい避難誘導看板の設置等、必要な対策を管理を委託している大紀町と協議し、進めていきます。

2) 県土整備部の取り組み（事後評価）

海岸事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

海岸事業 503番 小山浦地区海岸

2 委員会意見

平成23年11月8日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める」との答申をいただきました。

3 海岸事業の背景

小山浦地区海岸は、紀北町の南端の尾鷲湾に位置し、銚子川河口の右岸から南西方向に直線的に伸びる海岸で、背後地は人家が密集しており、その背後には農地が広がり、緊急輸送道路の国道42号、JR紀勢本線が通っています。

当海岸は過去に度重なる災害をうけ、堤防前面に消波ブロックを設置するなど海岸保全を図ってきましたが、台風・低気圧の通過に伴う高潮・高波による越波被害が頻発しており、背後地住民は不安にさらされていることから、異常気象時の高潮・高波から海岸背後地の住民の生命・財産を守るため、離岸堤による面的防護方式による海岸保全対策を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

委員会において、完成後の海域周辺環境の変化を追跡調査などにより確認を行うよう意見がありました。

4-2 課題の解決方針

計画段階で、潮流や汀線の変化についての予測を行っていますが、今後は追跡調査や他機関が行っている調査等を有効に活用するなどして、予測結果の検証を行います。

港湾事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

港湾事業 504番 津松阪港（大口地区）

2 委員会意見

平成23年12月20日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 津松阪港（大口地区）港湾改修事業の背景

本港は三重県中南勢地域における重要な物流拠点ですが、施設の老朽化や船舶の大型化、背後企業からの貨物輸送コスト削減のため、大型船舶が接岸可能な岸壁整備等が望まれていました。そのため、平成12年から松阪港区中央ふ頭について、係留施設や泊地等の整備を行い物流ターミナルの整備を行うことで物流効率化を図りました。また、物流ターミナルの整備に合わせて旅客ターミナルに係る施設整備を行うことで、旅客の移動効率化を図りました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

事業評価にあたり、現実に即した事業効果の算定を行うこと、また港湾施設について、より一層利用されるよう取り組んでいく必要があります。

4-2 課題の解決方針

事業効果の算定にあたっては、港湾利用者へのヒアリング内容を充実させる等、より実態に即した算定方法となるようにいたします。

また、港湾施設においては、より一層の利用が図られるよう、今後とも、港湾利用者の意見を聞きながら、より安全で使いやすい港湾整備に取り組んでまいります。

街路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

- 街路事業 505番 富田山城線
- 506番 駅前高塚線外1線
- 507番 東町野登線

2 委員会意見

平成23年11月8日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後の事後評価においては、費用便益算出マニュアルで算出した結果だけでなく、供用後のデータを用いて現状にあった検証を行うこと。アンケートによる住民の意見については、必要性を十分に検討のうえ、当該事業に対し反映し対策を講ずること。特に安全対策については速やかに対応すること。」とのご意見をいただきました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

富田山城線は国道1号との立体交差化及び現道の4車線化を行い、円滑な都市交通の確保を図ることを目的に平成18年度の事業を完了しています。

駅前高塚線、東町野登線については幅員狭小区間の拡幅や両側歩道の整備により、都市内交通の円滑化や歩行者空間の確保、電線地中化による防災区間の確保を図ることを目的に平成19年度に事業を完了しています。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

アンケート調査による住民の意見について、必要性を十分に検討のうえ対策を講じてい

く必要があります。中でも安全対策に関する事項については早急に対策を実施する必要があります。

また、今後の事後評価においては、費用便益マニュアルで算出した結果だけでなく、供用後のデータを用いて現状にあった検証を行っていく必要があります。

4-2 課題の解決方針

アンケート調査による住民意見については、必要性を十分に検討の上対策を講じます。特に安全対策についての意見については、路面表示、横断歩道の引き直しを実施しました。

今後の事後評価については、既存データを活用して供用後の実際の交通量との比較等により、マニュアルに基づく便益の検証を行います。